

第16号議案

中間市市営住宅条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年3月6日提出

中間市長 松下 俊男

中間市市営住宅条例の一部を改正する条例

中間市市営住宅条例(平成9年中間市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条中「次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあつては第2号及び第3号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第3号)の」を「次に掲げる」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者(次条第2項において「老人等」という。)にあつては、前項第1号、第3号、第4号及び第5号に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がア、イ又はウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ又はウに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に定める程度であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

- ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者
- イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの

3 第 1 項の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法(平成 7 年法律第 14 号)第 21 条に規定する被災者等にあつては、第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

第 7 条第 1 項中「前条各号」を「前条第 1 項各号」に改め、同条第 2 項中「前条第 3 号イ」を「前条第 1 項第 3 号イ」に、「同条各号」を「同項各号」に、「同条第 3 号」を「同項第 3 号」に改める。

第 8 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、入居の申込みをした者が第 6 条第 2 項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

第 29 条第 1 項中「第 6 条第 3 号」を「第 6 条第 1 項第 3 号」に改める。

第 43 条第 2 項後段中「第 6 条第 3 項第 1 号」を「第 6 条第 5 項第 1 号」に、「第 6 条第 3 項第 3 号」を「第 6 条第 5 項第 3 号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に入居している者については、改正後の条例の相当規定により入居を認められたものとみなす。

中間市市営住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条－第3条)</p> <p>第2章 市営住宅の管理(第4条－第41条)</p> <p>第3章 公営住宅以外の市営住宅の管理(第42条－第46条)</p> <p>第4章 社会福祉事業等への活用(第47条－第53条)</p> <p>第5章 駐車場の管理(第54条－第67条)</p> <p>第6章 補則(第68条－第71条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 市営住宅の管理 (入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、<u>次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者(次条第2項において「老人等」という。)にあつては、前項第1号、第3号、第4号及び第5号に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条－第3条)</p> <p>第2章 市営住宅の管理(第4条－第41条)</p> <p>第3章 公営住宅以外の市営住宅の管理(第42条－第46条)</p> <p>第4章 社会福祉事業等への活用(第47条－第53条)</p> <p>第5章 駐車場の管理(第54条－第67条)</p> <p>第6章 補則(第68条－第71条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 市営住宅の管理 (入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、<u>次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあつては第2号及び第3号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第3号)の条件を具備する者でなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p>

受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がア、イ又はウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ又はウに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に定める程度であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 第1項の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては、第1項第4号及び第5号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(入居者資格の特例)

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止(法第44条第3項に規定するものをいう。以下同じ。)により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあつては、同項第3号及び第4号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(新設)

(入居者資格の特例)

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止(法第44条第3項に規定するものをいう。以下同じ。)により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあつては、同条第3号及び第4号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

<p>(入居の申込み及び決定) 第8条 (略)</p> <p>2 市長は、<u>入居の申込みをした者が第6条第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</u></p> <p>3 市長は、<u>第1項の規定により入居の申込みをした者を当該市営住宅の入居者として決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)</u>に対し通知するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(収入超過者等に関する認定) 第29条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が<u>第6条第1項第3号に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3章 公営住宅以外の市営住宅の管理 (改良住宅の入居者資格等) 第43条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、改良住宅に入居することができる者が入居せず、又は入居しなくなった場合における当該改良住宅の入居者の公募の方法、入居者資格等については、第4条から第6条まで、第7条第1項、第9条及び第35条の規定を準用する。この場合において、<u>第6条第1項第3号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はウ」と、「令第6条第5項第1号に規定する金額」とあるのは「令第6条第5項第1号に規定する金額について改良法施行令第12条の</u></p>	<p>(入居の申込み及び決定) 第8条 (略) (新設)</p> <p>2 市長は、<u>前項の規定により入居の申込みをした者を当該市営住宅の入居者として決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)</u>に対し通知するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(収入超過者等に関する認定) 第29条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が<u>第6条第3号に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3章 公営住宅以外の市営住宅の管理 (改良住宅の入居者資格等) 第43条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、改良住宅に入居することができる者が入居せず、又は入居しなくなった場合における当該改良住宅の入居者の公募の方法、入居者資格等については、第4条から第6条まで、第7条第1項、第9条及び第35条の規定を準用する。この場合において、<u>第6条第1項第3号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はウ」と、「令第6条第3項第1号に規定する金額」とあるのは「令第6条第3項第1号に規定する金額について改良法施行令第12条の</u></p>
---	---

規定により読み替えられる金額」と、「令第6条第5項第3号に規定する金額」とあるのは「令第6条第5項第3号に規定する金額について改良法施行令第12条の規定により読み替えられる金額」と読み替えるものとする。

規定により読み替えられる金額」と、「令第6条第3項第3号に規定する金額」とあるのは「令第6条第3項第3号に規定する金額について改良法施行令第12条の規定により読み替えられる金額」と読み替えるものとする。